消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画届出書

											年	月		日
小!	野市消	肖 防 長	様											
								(建築主)					
							住 所	(VE)(CII)						
						氏 名								
電								()		_			
建築確認申請をいたしました建築物について、消防法第17条の規定に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置いた														
します。														
代理	里 者氏名							電話	()				
1 1	地名地番													
に関する事項建築物及びその敷地	地有地笛		ata tan ba				Τ ,	31		- tor bot		7 134 6-6-		
			#	請部分	甲請以	申請以外の部分		合 計		□新築□増築				
	敷地面積								工事	□改築		□移転		
	建築面積								,	□用途	変更			
	延べ面積							種	□大規	模の値	答繕			
	工事完了予定		H		 年	月	<u>」 </u>		別	□大規	模の極	 模替		
	用途)	見古	の高さ			
	工事種別		□新築	世界	□改築	□移転□]用途変更	□大規	模の修繕	一口大利	現模の	模様替		
	構造		消防法施行令第8条の区画 □有 □無											
Z- 1 +	主要構造部		□耐火構造 □準耐火構造 □その他					内装	 長制限	□有	□無	#		
	階 別			階	階	階	階	階	ß	皆	階	階	合	計
	申請部分													
	東面 申請以外の)部分											
建築物別概要			- 1173											
別概	合計													
(W) 要	無窓階												<u> </u>	
	収容人員													
			□消	□消防法施行令第11条第2項等に基づく2倍又は3倍数値の適用										
				的法施行規						成				
	その他の位置、構 造、設備等の状況			別避難階段										
				∮防機関から −般加入電話			-	_	上					
				「版加入电社 成17年総		. ,,,, = .								
				- 成1 ~ 午心 - の他(4分目 7 分	40507	可足共同压	(1)						
									難器具					
				□消火器 □屋内消火栓設備					導灯					
				□ □ 産門 相欠性 設備										
				□水噴霧消火設備等(防用水	,	m³)	(基)	
設置する	る消防用	設備等又は	-	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□					煙設備		111 /		25)	
特殊消防用設備等の種類				□自動火災報知設備					□連結散水設備 □連結送水管					
				□ガス漏れ火災警報設備							農			
				□漏電火災警報器 □消防機関へ通報する火災通報設備					□非常コンセント設備 □無線通信補助設備					
				ョ汐機展へ進 ≒常警報設備		稼囲信件 の他(沙汉佣)			
			- ロチ	- 市言和政师	I ()	l ⊔ て	マノルビー					,

※用途半	北定	消防	法施行令员	引表第1(:	項)	
※防炎物	7品の使用(消防法第8条の3)	□要	要 □否						
	は備に設ける自動消火設備 5火災予防条例第3条の4)	□要	要 □否						
※工事及び使用開始までに必要な届出等	種別	適用							
	□防火対象物使用開始届出書	建築した建物を使用開始する7日前							
	□防火管理者選任届	使用開始前まで							
	□消防計画作成(変更)届出書	同上							
	□工事整備対象設備等着工届出書	消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事着手10日前まで							
	□消防用設備等工事計画届出書	消防用設備等の工事着手10日前まで							
	□消防用設備等(特殊消防用設備等)の設置届出	消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事完了後4日以内							
	□消防用設備等の特例基準適用願出書	特例により消防設備等の免除等を受けるとき							
	□工事中の消防計画作成届出書	建築工事着手前まで							
	□火気設備等設置届出書(炉、ボイラー等)	小野市火災予防条例第44条に規定する設備等を設置すると き							
	□電気設備設置届出書(変電、発電、蓄電池設備:	同上							
	□少量危険物貯蔵・取扱い届出書	小野市火災予防条例第46条に規定する危険物等を貯蔵し、 又は取り扱うとき							
	□指定可燃物貯蔵・取扱い届出書	小野市火災予防条例第46条に規定する指定可燃物等を貯蔵 し、又は取り扱うとき							
	□圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始	圧縮アセチレンガス等を危険物の規制に関する政令第1条の 10第1項に定める数量以上貯蔵し又は取り扱うとき							
※ 指導事	項								
※受付欄 ※経過欄				※備考欄					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 建築基準法第6条第1項の確認を受けなければならない建築等に伴い、消防用設備等を設置しようとする建築主は、本計画書に必要事項を記入し、建築確認申請の正副の付近見取図の前に添付すること。
 - 3 太枠内の※印の欄は記入しないこと。
 - 4 2以上の防火対象物を建築しようとする場合は、それぞれの防火対象物ごとに本計画書を作成し、提出すること。
 - 5 消防法施行令第8条の区画がある場合は、区画ごとに本計画書を作成し、提出すること。
 - 6 階別の欄で8以上の階を有する場合は、本計画書を2枚以上作成して記入すること。
 - 7 該当する□にレ印を記入すること。
 - 8 無窓階の欄は、無窓階に該当する階にあっては、「無窓」、無窓階以外の階にあっては「普通」と記入すること。また、無窓階以外の階がある場合は、別に定める普通階・無窓階判定書を添付すること。
 - 9 収容人員は、消防法施行規則第1条の3に基づき階ごとに算定するものとし、別に定める計算書を添付すること。